

(住 所)

(備 考)

宅地建物取引業法 抜すい

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

研
修
記
録



表記の宅地建物取引業者は当協会の会員であることを証する。

年 月 日

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会

